6月広報事項①

【件名】

令和2年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてお知らせします(23 区内) 【内容】

- ①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置②小規模非住 宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽 減措置については、令和2年度も継続します。
- ④税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の減額措置については、令和2年度まで継続します。
- ⑤耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置については、適用期限を令和2年度末まで1年延長します。

令和2年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について(23区内)

	مه الله عليه بسا	ما ما ما ما ما ما ما	
項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請
商業地等に対する 負担水準上限 引下げ減額措置	負担水準*1が65%を超える商業地等*2 ※1負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等(店舗・工場の敷地、駐車場など)	負担水準 65%に相当する固 定資産税・都市計画税の税額 まで軽減	不要
小規模非住宅用地に 対する減免措置	一画地の面積が 400 ㎡以下の非住宅用地 (個人又は資本金・出資金が 1 億円以下の法人が所 有する土地に限ります。)	200 ㎡までの部分の固定資産 税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です (申請期限: 令和 2 年 12 月 28 日) 前年度に減免を受けた方 で、用途を変更していな い方は、新たに申請する 必要はありません。
小規模住宅用地に対 する軽減措置 (都市計画税のみ)	住宅 1 戸につき 200 ㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不 要
税額が前年度の 1.1 倍を超える土地に対す る減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	令和 2 年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1 倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額なお、地積・利用状況等に変更があった場合、減額が適用されず、前年度の税額の1.1 倍を超えることがあります。	不要
耐震化のための建替 えを行った住宅に対す る減免措置	昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 3 年 3 月 31 日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの(新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。)	新築後新たに課税される年度 から3年度分について固定資 産税・都市計画税の全額を減 免(減免の対象となる戸数は、 建替え前の家屋により異なり ます。)	申請が必要です 申請期限は新築し た年の翌々年(1月1 日新築の場合は翌 年)の2月末日です。
耐震化のための改修 を行った住宅に対する 減免措置	昭和 57 年 1 月 1 日以前からある住宅で、令和3年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	申請が必要です 申請期限は改修が 完了した日から3ヶ 月以内です。

【お問い合わせ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

6月広報事項②

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内) 【内容】

(1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。) されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各 1 年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに 23 区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (1 月 1 日新築の場合は、同日) において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の 1 月 1 日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年(1 月 1 日新築の場合は翌年)の 2 月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに建築基準法に基づく現行の 耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度 (1月1日完了の場合はその年度)1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資 産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。
 - *住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存 耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②耐震改修に要した費用の額が 1 戸あたり 50 万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から 3 ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1) の場合には「固定資産税減免申請書」、(2) の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建管之又は改修を行った性空間がする 固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末 (1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり 120 ㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。 詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

6月広報事項③

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内) 【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること(2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。)
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること (ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内(令和2年4月1日から令和2年12月31日までに新築した場合は、令和3年3月31日まで)に取り壊されている必要があります。)
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までである こと
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日 (新築された日が1月1日であるときは、同日) において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者 が所有する住宅であること
 - (※) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。 詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減 免申請書」により申請すること

不疑化特区内区的1T不疑化の区的の建善えを行った住宅 区対する固定資産器・運輸者は現る概念します(23区内)

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を 全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

6月広報事項④

【件名】

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税 を減免します(23区内)

【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること ※区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。
 - (助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること (家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日 時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限(6月30日(土・日・休日の場合は翌開庁日))までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

TAKARACALICA LABORACIA (BEA)

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に 管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう 8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限(6月30日(土・日・休日の場合は翌開庁日))までに申請してください(毎年申請が必要です。)。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。 区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

6月広報事項⑤

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

→ 法人事業税・個人事業税の減免



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、 法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。			
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)			
減免額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可			
対象期間	(法人) 令和8(2026)年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和7(2025)年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用			
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、 その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。			

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください! 主税局 環境減税 詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 所管都税事務所の法人事業税 個人事業税班
 - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

6月広報事項⑥

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・ 法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務 化されました。

また、東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更します。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。制度の概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書 及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また、東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更します。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都 主税局



●電子申告の利用方法や利用手続きについて ●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

eLTAX ホームページ

エルタックス



e-Tax ホームページ





6月広報事項⑦

【件名】

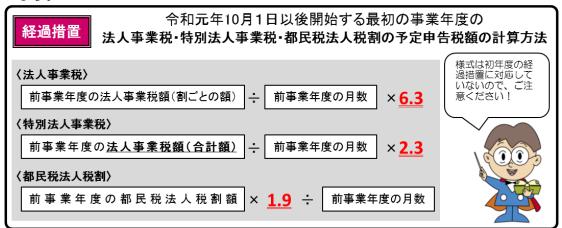
特別法人事業税の創設及び税率改正後初年度の予定申告について

【内容】

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、経過措置があります。

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

◆ 特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、令和元 年 10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が設けられています。



◆ 特別法人事業税とは

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、<u>令和元年</u> 10月1日以後に開始する事業年度の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されました。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。

法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- 納税義務者 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- 〇 申告納付方法 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都税事務所(都税支所)・支庁に 申告納付します。
- 適 用 時 期 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
 - (注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- 〇課税標準〇税率表

基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)

課税標準	法人の種類	税率 (%)		
		令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年 3月31日までに開始する事業年度	
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	37	
基準法人所得割額	外形標準課税法人	260	260	
	特別法人	34.5	34.5	
基準法人収入割額	小売電気事業・発電事業を行う法人以外の法人	30	30	
	小売電気事業・発電事業を行う法人	40	30	

※ 法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】所管都税事務所の法人事業税班

6月広報事項⑧

【件名】

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、インターネット公売(動産、自動車、不動産等)を実施します。 詳しくは、東京都主税局ホームページ内の<公売情報> (https://www.tax.metro.tok yo. lg. jp/kobai/)をご覧いただくか、主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令のため、中止の可能性があります。東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉やメールマガジンで最新の情報をご確認願います。

インターネット公売 (動産、自動車、不動産等) のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間		出居	動産、自動車	不動産等		
		//]	令和2年5月26日(火)13時~令和2年6月10日(水)23時			
入	札	期	膃	令和2年6月16日(火)13時~ 令和2年6月18日(木)23時	令和2年6月16日(火)13時~ 令和2年6月23日(火)13時	
公	売	物	件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできるインターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。		
実	施	機	関	主税局徴収部・各都税事務所		
お問い合わせ先 主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)		03-5388-3027)				

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/

東京都 公売

検索、

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。 〈メールマガジンのご案内〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ

検索

6月広報事項⑨

【件名】

e L T A X電子納税がさらに便利になりました

【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eLTAX電子納税がさらに 便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登 録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、 全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

2019年10月から

地方税共通納税システムがスタート!!

~全国の地方公共団体へ一括して納付可能~

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税 などが複数の地方公共団体に対して、 一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 〇法人事業税 · 法人都民税 · 特別法人事業税/地方法人特別税
- 〇事業所税 〇個人住民税(特別徴収分、退職所得分)



詳しくはホームページをご覧ください。 https://www.eltax.lta.go.jp

エルタックス





6月広報事項⑩

【件名】

AI チャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

【内容】

東京都主税局では令和2年4月から、AI チャットボットを利用した都税お問い合わせ サービスを開始しました。

24 時間 365 日、パソコンやスマートフォンから、都税に関するお問い合わせができます。主税局ホームページより利用可能ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

令和2年4月から

Al チャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

<利用方法>

1 主税局ホームページにアクセス

東京都主税局

検索

2 ホームページ右下のバナーを選択



<特長>

- 24 時間 365 日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット(会話)形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先 主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925

6月広報事項⑪

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました 【内容】

令和2年(2020年)6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるよう になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納 付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

令和2年6月から

都税がスマホ決済アプリで納付できます

令和2年(2020年)6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで 納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 納付書の**バーコードを読み取るだけ**で納付ができます。

納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、 納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業稅、不動産取得稅、自動車稅種別割、 固定資産税(土地・家屋)・都市計画税、 固定資産税 (償却資産) の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの 納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

利用できるアプリ_(令和2年6月1日時点)





注意事項

■領収証書は発行されません。※

領収証書が必要な方は、都税事務所・ 金融機関等の窓口またはコンビニエンス ストアで納付してください。

- ■納付手続き完了後に、納付を取り消すこと はできません。
- ■事前にアプリ内でお支払いに必要な金額 をチャージする必要があります。
- ■バーコードのない納付書や汚損により バーコードが読み取れない納付書は お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、 ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の 提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要の方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください

主税局 HPの「AI チャットボットサービス」でもスマホ収納に関する疑問にお答えします。

詳細は

都税 スマホ

検索

東京都主税局 ホームページ



6月広報事項印

【件名】

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する徴収猶予の制度があります 【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により都税の納税が困難な場合には、申請により納税 を猶予する徴収猶予の制度があります。

詳細は、所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する徴収猶予の制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。

例えば・・・

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当 な損失が生じた
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した

●対 象:全ての都税

(自動車税環境性能割、狩猟税を除く)

●猶予期間:1年間

●延 滞 金:全額免除

●担 保:不要

●手 続 き:申請手続きが必要です。

詳細は所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。

